

(地域との連携等)

第四十条 指定知的障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十一条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十二条 指定知的障害者更生施設は、指定知的障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十三条 指定知的障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備して

ある。

29 地域との連携等 (基準第40条)

基準第40条は、指定知的障害者更生施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、指定知的障害者更生施設は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

30 事故発生時の対応 (基準第41条)

基準第41条は、入所者が安心して指定施設支援の提供を受けられるよう、指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- (2) 指定知的障害者更生施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- (3) 指定知的障害者更生施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

31 会計の区分 (基準第42条)

指定知的障害者更生施設は、指定施設支援に関して経理を区分するとともに、支援費制度の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

32 記録の整備 (基準第43条)

基準第43条により、指定知的障害者更生施設は、少なくとも次に掲げる記録をその完

おこななければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定施設支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

第三章 特定知的障害者授産施設

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十四条 指定特定知的障害者授産施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

- 2 指定特定知的障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

- 3 指定特定知的障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定特定知的障害者入所授産施設の従業者の員数)

第四十五条 指定特定知的障害者入所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業

結の日から5年間備えておこななければならないこととしたものであること。

- (1) 指定施設支援に関する記録

① 施設支援計画書

② 健康管理の記録等、その提供した指定施設支援に係る記録

- (2) 基準第27条に係る市町村への通知に係る記録

第4章 指定特定知的障害者授産施設

第1節 人員に関する基準

- 1 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者の員数(基準第45条)

- (1) 生活支援員

生活支援員については、指定知的障害者更生施設に準ずることとしているので、第3章第1節の1を参照されたい。

- (2) 指定特定知的障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第45条第

指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上
三 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定特定知的障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定特定知的障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。
- 7 指定特定知的障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数)

第四十六条 指定特定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員及び作業

1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を7.5で除して得た数以上とすることとしたものである。

- (3) 指定特定知的障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しする予定である。

2 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者の員数(基準第46条)

(1) 生活支援員については、指定特定知的障害者通所授産施設に準ずるので、第3節の1を参照されたい。

(2) 指定特定知的障害者通所授産施設は、入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を

指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定特定知的障害者通所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 指定特定知的障害者通所授産施設は、入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場の従業者の員数)

第四十七条 指定特定知的障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって入所者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者数を七・五で除して得た数以上とする。

- 2 指定特定知的障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

図るために、基準第46条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

- (3) 指定特定知的障害者通所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しする予定である。

5 分場の従業者の員数（基準第47条）

(1) 指定特定知的障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって利用者が20人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する基準第46条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を七・五で除して得た数以上とすることとしたものである。

- (2) 指定特定知的障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第47条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しする予定である。

第2節 設備に関する基準

(指定特定知的障害者入所授産施設の設備)
第四十八条 指定特定知的障害者入所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

ハ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

ハ 男女別とすること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業室又は作業場

イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

九 作業設備 入所者の安全に配慮したものとすること。

十 更衣室 男子用と女子用を別に設けること。

十一 相談室 室内における談話の漏えいを

1 指定特定知的障害者入所授産施設の設備
(基準第48条)

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定特定知的障害者入所授産施設の経過措置
(基準附則第3条)

指定特定知的障害者入所授産施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する知的障害者入所授産施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第48条第1項第1号の規定を適用する場合においては、居室の定員について同号イ中1の「4人」とあるのは「原則として4人」と、居室の入所者1人当たりの床面積について、同号ロ中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

防ぐための間仕切り等を設けること。

十二 運動場 必要な備品を備えること。

十三 廊下幅 一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

2 指定特定知的障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者入所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定特定知的障害者通所授産施設の設備)

第四十九条 指定特定知的障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所 入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 作業設備 入所者の安全に配慮したものとすること。

七 更衣室 男子用と女子用を別に設けること。

八 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

九 運動場 必要な備品を備えること。

3 指定特定知的障害者通所授産施設の設備
(基準第49条)

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

十 廊下幅 一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

2 指定特定知的障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定知的障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の設備)

第五十条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。ただし、前条第一項第八号及び第九号の設備は設けないことができる。

第四節 運営に関する基準

(授産活動)

第五十一条 指定特定知的障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

2 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十二条 指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十三条 第十条から第四十三条までの規定は、指定特定知的障害者授産施設について準

第4節 運営に関する基準

3 授産活動(基準第51条)

授産活動を実施するにあたっては、以下の事項について留意すること。

(1) 作業科目には、主として製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、入所者の意向、能力に応じて職業選択の範囲を広くすること。

(2) 授産種目について作業の内容及び特質並びに作業に必要な要件等を正確に把握し、これにより入所者が有する能力の活用を容易にするとともに作業設備、作業工具の改善に努めること。

4 工賃の支払い(基準第52条)

指定特定知的障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

5 準用(基準第53条)

基準第53条の規定により、基準第10条から第43条までの規定は、指定特定知的障

用する。

第四章 知的障害者通勤寮

第一節 基本方針

(基本方針)

第五十四条 指定知的障害者通勤寮は、入所者に対して居室その他の設備を利用させるとともに、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、独立自活に必要な助言及び指導を適切に行わなければならない。

2 指定知的障害者通勤寮は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定知的障害者通勤寮は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、知的障害者居宅生活支援事業者、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五十五条 指定知的障害者通勤寮に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活支援員 常勤換算方法で二以上

2 指定知的障害者通勤寮の従業者は、専ら当該指定知的障害者通勤寮の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

3 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

害者授産施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から31までを参照されたい。

第5章 指定知的障害者通勤寮

第1節 人員に関する基準

1 生活支援員（基準第55条）

生活支援員については、指定知的障害者更生施設に準ずることとしているので、第3章第1節の1を参照されたい。

2 基準第55条第3項により、指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しする予定である。

- 4 指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供している入所者の知的障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第五十六条 指定知的障害者通勤寮の設備の基準は次のとおりとする。ただし、娯楽室にあつては、食堂と兼ねることができる。

一 居室

イ 一の居室の定員は四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 男女別とすること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 娯楽室 必要な備品を備えること。

八 相談・指導室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- 2 前項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者通勤寮の用に供するものでなければなら

第2節 設備に関する基準

- 1 指定知的障害者通勤寮の設備（基準第56条）

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

- 2 指定知的障害者通勤寮の経過措置（基準附則第4条）

指定知的障害者通勤寮の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する知的障害者通勤寮の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第56条第1項第1号の規定を適用する場合には、居室の定員について同号イ中1の「4人」とあるのは「原則として4人」と、居室の入所者1人当たりの床面積について同号ロ中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

ない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(施設利用者負担額等の受領)

第五十七条 指定知的障害者通勤寮は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害者通勤寮は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる施設利用者負担額のほか、入所者から法第十五条の十一第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

3 指定知的障害者通勤寮は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。

4 指定知的障害者通勤寮は、前三項に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った入所者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。

5 指定知的障害者通勤寮は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(指導、助言等)

第五十八条 指定知的障害者通勤寮は、入所者

第3節 運営に関する基準

1 施設利用者負担額等の受領(基準第57条)

(1) 指定知的障害者通勤寮は、入所者に指定施設支援を提供した場合には法第15条の11第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額を入所者又はその扶養義務者から受けるものとするものである。

(2) 同条第2項は、法第15条の12第7項に規定する緊急の場合等に法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際には、法第15条の11第2項第2号の施設利用者負担額のほか、利用者から法第15条の11第2項に規定する額(施設訓練等支援費の額)の支払を受けるものとするものである。

(3) 同条第3項は、指定知的障害者通勤寮は、同条前2項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることを定めたものである。

(4) 同条第4項は、同条第1項から第3項までの規定による額の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所者又は扶養義務者に対して領収証を交付することとしたものである。

(5) 同条第5項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとしたものである。

2 指導、助言等(基準第58条)

指定知的障害者通勤寮は、入所者の人格に